

令和7年度 リサイクルセンター施設利用条件(事業者向け)

1. 搬入を許可するもの

組合管内(小山市・下野市・野木町)より発生する一般廃棄物のうち

- ・ 可燃系粗大ごみ(木製家具など)
- ・ 可燃系資源物(下野市で発生したもの)

※ふとん、カーペット、畳などの特定の粗大ごみは中央清掃センターへ搬入です。

※長さ2m以下のものに限りです。

※産業廃棄物の処理は、事業者の責任が原則です。

組合管内(小山市・下野市・野木町)より発生する産業廃棄物のうち

- ・ 飲料用のびん・缶、ペットボトル等の不燃系資源物(汚れていないものに限る)
- ・ 一斗缶、金属製の飲料用ふた、総金属製の什器・家具などの不燃ごみ
- ・ 金属製、ガラス製、陶磁器製の食器類および花器類
- ・ 金属製、ガラス製、陶磁器製の調理器具(家庭ごみに準じたもの)
- ・ 傘
- ・ 食料品の空き缶、空きびん
- ・ 金属部品が使用されている文房具・日用品
- ・ 総量が一斗缶1杯分に納まる少量の産業廃棄物(一部品目に限る)

※処理困難物は搬入できません。

※長さ2m以下のものに限りです。超過する場合には分割して搬入ください。

詳しくは『小山広域保健衛生組合事業系ごみ搬入マニュアル』をご確認ください。

2. 搬入受付

平日及び第2・第4土曜日及び年末(12月29日、30日)

午前8時30分～午前11時30分まで

午後1時00分～午後4時30分まで

(都合により開場日・時間を変更することがあります。来場の際はご確認ください。)

3. 搬入の際の遵守事項

- (1) 構内での通行に際し、交通事故防止等のため徐行(10km/h以下)すること。
- (2) 係員の指示に従うこと。
- (3) 施設利用許可証(原本)を必ず提示すること。
- (4) 各市町の分別方法により、分別すること。
- (5) 道路交通法による最大積載量を超えないこと。
- (6) ダンプまたは平ボディ車で搬入する場合、4t車以下を使用すること。
- (7) 排出元が一般家庭の場合、排出元が確認できる資料を提示すること。

4. 廃棄物処理手数料

事業系ごみ 250円/10kg

5. 廃棄物処理手数料の支払いに関する注意事項

- (1) 支払方法は、搬入時の現金払いと、月締めで発行される「廃棄物処理手数料納入通知書」での振込払いから選択となる。
- (2) 振込払いの場合は、施設窓口か指定金融機関で、必ず『廃棄物処理手数料納入通知書』を使用すること。
- (3) 振込払いについて、「廃棄物処理手数料納入通知書」に記載されている納入期限(毎月25日)を厳守すること。滞納が確認された場合は、小山広域保健衛生組合清掃センターの設置、管理及び手数料条例施行規則第7条の規定に基づき、搬入を制限する。
- (4) 上記に従わない場合は、施設利用を認めないものとする。

6. その他

- * 搬入できるものは、小山広域保健衛生組合管内から発生した一般廃棄物に限られます。管外からの搬入及び対象外品目の産業廃棄物を搬入した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により処罰の対象となります。
- * 不定期に積載量の確認を行っています。収集運搬業者については、最大積載量を超えて搬入した場合には台貫所にて注意喚起を行うと共に、当該事実を関係官庁に通報することがあります。
- * ごみの減量化へ向けて、分別の徹底等ご協力をお願いいたします。分別の徹底されていないものについては、お持ち帰りいただきますのでご注意ください。

以上